

不法携帯電話中継装置からの混信障害

障害を受ける通信	携帯電話
原因	漁船に設置された不法携帯電話中継装置の電波発射
対応	不法携帯電話中継装置の撤去

漁船に設置された不法携帯電話中継装置からの混信障害

令和〇年〇月、携帯電話事業者から携帯電話基地局において、電波干渉が発生し周辺で携帯電話が使えないとの申告を受け、調査を行った結果、漁船に停泊していた2艘の船舶(漁船)に設置されていた不法携帯電話中継装置(以下、「不法中継装置」という。)が原因であることを特定し、当該不法中継装置を撤去させ障害が解消した。

経緯

令和〇年〇月〇日に携帯電話事業者から「某県漁港において、電波干渉が発生し、付近で携帯電話がつかないなどの障害があり、同基地局の一部セクターを停波している」との申告が寄せられ、移動監視を実施し干渉源を探索した。スペクトラムアナライザにより周辺を調査したところ、船舶(漁船)〔A丸〕及び〔B丸〕から800MHz帯の電波が常時発射されていることを確認し、同船舶乗組員に事情を説明し、船内を調査した。

原因・結果

船内を調査した結果、干渉源は船内に設置されていた不法中継装置であることを特定し、その場で撤去させた。
当該不法中継装置からは800MHz帯以外にも電波が発射がされているようであったが、800MHz帯の干渉がひどく、携帯基地局のアンテナの一部セクターを停波していた。
船舶(漁船)A丸及びB丸に設置された不法中継装置を撤去することにより障害は解消された。

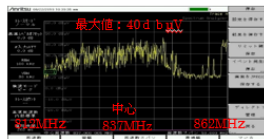
対応等

後日、A丸を所有するA社及びB丸を所有するB社に連絡し、関係法令の説明などを行うなど指導し、再発防止を要請した。
また、漁船に不法中継装置の設置をした工事業者に対し、他船にも不法中継装置を設置しているのであれば、撤去するよう要請した。

A丸



船舶(漁船)外観-無線設備設置場所



スペクトラムアナライザにより測定
中継装置からの電波測定波形



船内壁面に不法中継装置が
設置されている様子

B丸



船舶(漁船)外観-無線設備設置場所



中継装置空中線



船内壁面に不法中継装置が
設置されている様子